

規制シート(様式)

170195102490002

平成31年1月31日

規制の名称	開発行為の許可	所管府省	農林水産省
根拠法令等	森林法(昭和26年法律第249号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	林野庁森林整備部治山課長 大政康史
規制目的	災害の防止等といった森林の有する公益的機能が損なわれないよう、森林の土地の開発行為の適正化を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。		
規制内容の概要	・地域森林計画の対象となっている民有林(保安林等を除く。)において、一定規模を超える開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可が必要。	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	当該許可制度は、開発行為により災害を発生させるおそれがないこと等を許可の要件としており、開発行為による災害等を未然に防止するための措置であることから、本規制を維持する。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	附則(平成28年5月20日法律第44号)第16条		
次の見直し時期	2022年度		